

# 事業主の皆様へ

千葉市中央区中央 2-7-1  
千葉中央社会保険労務士法人  
☎ 043-307-9231

## 被扶養者認定の判断基準



健康保険の被扶養者認定については、今後 1 年間の見込み収入により判断をしていますが、見込み収入の判断基準が変わります。

### ▼令和 8 年 3 月 31 日まで

- ・認定対象者(妻・子等)の過去の収入・現時点の収入・将来の見込みなどから総合的に判断。

### ▼令和 8 年 4 月 1 日以降

- ・雇用契約書(労働条件通知書)で定められた賃金。  
条件：他の収入がないこと。(給与収入のみであること)

### 【世帯状況による制限】

- ①被保険者と同一世帯：被保険者の年間収入の 1/2 未満
- ②被保険者と同一世帯でない場合：被保険者からの援助(仕送り額)より少ない額



## ～Q&A～

【Q1】雇用契約書で年間収入 130 万円未満を判定する方法を教えてください。

【A1】時給・日給・労働時間・労働日数等を用いて算出した年間総額で判定します。

【Q2】雇用契約書がない場合は、どのように判定しますか。

【A2】従来通り、課税証明書や直近の賃金明細等で判定します。

【Q3】雇用契約書に時間外労働の明確な規程がないが、扶養認定時点で経常的に時間外労働が発生している場合、年間収入をどのように判定しますか。

【A3】雇用契約書に時間外労働の明確な規程がなければ、扶養認定時に経常的時間外労働があっても、一時的な収入変動とみなし、雇用契約書の所定労働時間で年間収入を判定します。

【Q4】臨時収入等で結果的に年間収入が 130 万円以上となった場合は、被扶養の認定を取り消すのでしょうか。

【A4】130 万円を超える臨時収入が、社会通念上妥当な額を超えて大きく上回っている場合でない限り、被扶養認定を取り消す必要はありません。



## POINT

雇用契約書に明確な記載がなく、契約段階で予測しがたい時間外労働に対する賃金等は年間収入に含めない

